

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

芝山町長 麻生孝之

市町村名 (市町村コード)	芝山町 (124095)
地域名 (地域内農業集落名)	二川村 (二川東・山中東・山中西・高谷・殿部田・境・宮崎・下吹入・上吹入)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月17日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・担い手も65歳以上の農業者が6割以上を占めており、今後は高齢化による離農者の増加が懸念され、後継者もおらず、耕作放棄地となる恐れがある。
・用排水路の老朽化が進んでいるため、整備が必要である。
・有害鳥獣による被害が増えてきている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・地区内に限らず地区外の農業者とも連携することで、担い手の耕作する農地集約化や担い手となる青年層のつながりをくつくるなど農業をやりやすい環境づくりを検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	206 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	206 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・認定農業者等の地域内の農業を担う方が引き続き集落の農地を担っていくほか、地区外からの多様な担い手を受入れ、農用地の集積・集約化を推進していく。 ・集約化は、農業者だけの相対では難しいため、行政等が中間に入り調整する必要がある。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農業経営の安定と農村環境保全のため、担い手への農地集約化を目指し、原則として機構に貸し付ける。 ・新規就農の際の、農地の貸し借りをスムーズにするため、行政のサポートが必要。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農地の集約化・大規模化をしても、担い手がいらない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

・多面的機能支払交付金等の事業を活用し、農地や農道等の保全管理のための取り組みを進めていく。
・草刈り機等を町で貸し出ししてほしい。
・町が有害鳥獣捕獲事業を委託した山武北部猟友会と連携し、有害鳥獣の捕獲を実施するとともに町が支援する電気柵設置を推進し、被害防止に努める。